

■ 目 的

就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）が単独で取組むことが困難な施設・設備整備に要する経費に対して補助金を交付し、障がい者の工賃水準の向上を図ります。

■ 事業の内容

ア 実施主体

- ・ B 型事業所を運営する法人を実施主体とする知事が適当と認めた任意団体等

イ 補助の対象

- ① 任意団体等を構成する全ての B 型事業所が工賃向上計画を策定し、障がいのある利用者の工賃水準の向上に寄与する施設・設備整備であること
- ② 複数の B 型事業所が連携し事業を実施する場合、運営法人が全て同じではないこと
- ③ B 型事業所と他産業との連携の場合、相手方がグループ企業や団体等ではないこと
- ④ 協定書等で構成員の関係及び代表する B 型事業所を定め、当該事業所が交付申請を行うこと

ウ 対象経費

＜施設整備＞

- ・ 販売・作業スペースの新築・増改築・改装に要する経費
- ・ なお、事務室・食堂・休憩室など、工賃向上に直接的に関係しない部分に係る費用は除く。

＜設備整備＞

- ・ 機械装置・工具器具・什器備品の製造、購入、改造に要する経費（設置に伴う据え付け工事費用を含む）
- ・ なお、テレビ・事務机・ソファ・事務用パソコン・メンテナンス費用など、工賃向上に直接的に関係しない設備・備品、ユニフォーム等の被服費、消耗品費は除く

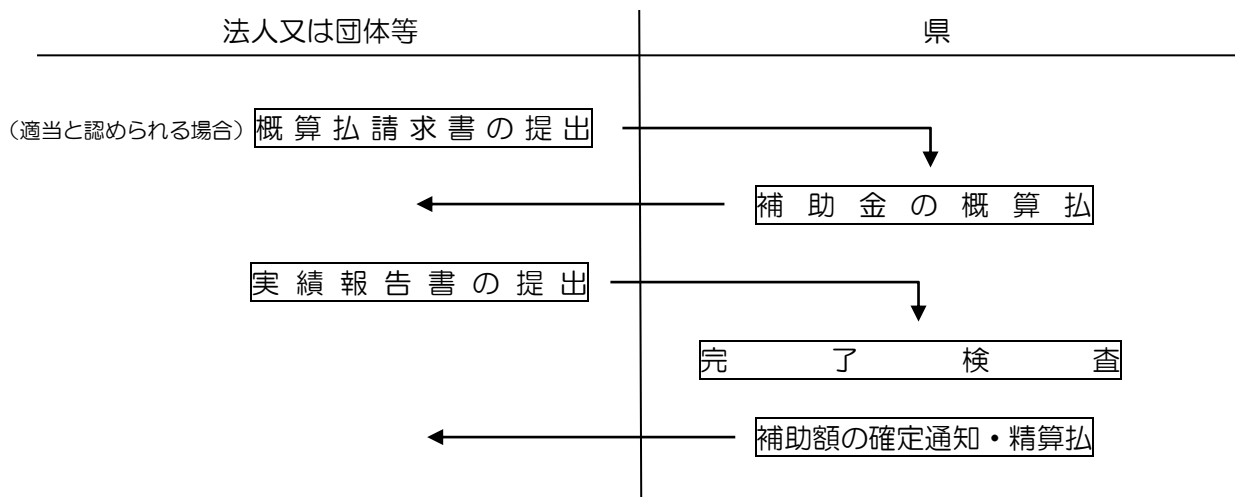
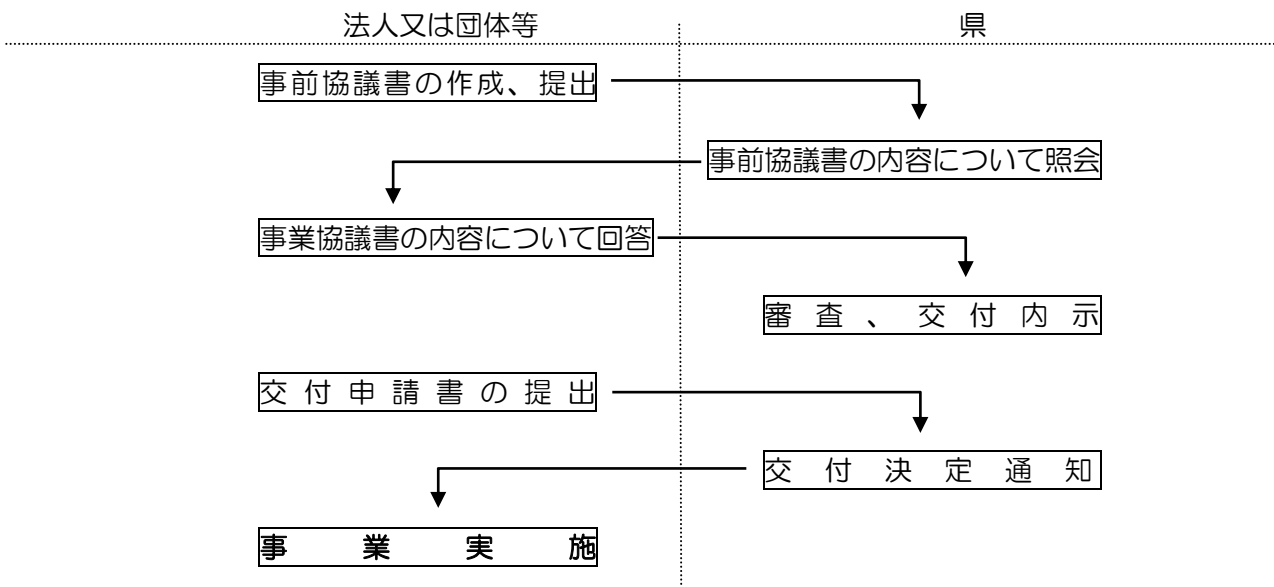
エ 補助限度額 1 法人（団体）上限 7, 500 千円（消費税等は補助対象外）、予算の範囲内（補助率 3 / 4） ※補助事業所が多数の場合は、補助率が 3 / 4 に満たない場合があります。

オ 事前協議書の提出期限 9 月 5 日（金） 必着（2 次募集）

カ 留意事項

- ・ 補助金交付決定後に購入・契約等を行うもので、今年度中に設置・支払等が完了するものを補助の対象とします。
- ・ 工賃向上計画の内容等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、申請書記載の事項全てが補助の対象とならない場合があります。
- ・ 連携区分を「他産業との連携」とする場合は、以下を参考にしてください。
 - 採択とする例
 - ・ 企業等と共同の設備等を整備する場合
 - ・ 廃業する企業からの事業承継
 - 原則として不採択とする例
 - ・ 既存取引先からの受託作業を効率化する設備
 - ・ 取引先の増、既存取引先からの受注や新たな作業請負への対応
- ・ 「工賃向上の効果」について、当事業により増加する売上・工賃支払総額に係る単価・個数・経費の見込み等を明記してください。また、設備投資額に対し工賃支払総額の増加が不十分なものは不採択とします。
- ・ 「就労支援の事業の会計処理の基準」等の規定に基づき工賃を払っていない就労継続支援 B 型事業所（余剰金を積み立て処理していない等）は本事業の対象としません。
- ・ 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産、機械及び器具については、専ら本事業のために使用してください（本補助金の交付の目的に反した使用や譲渡、交換、貸付等は知事の承認が必要です）。
- ・ 本事業の実施に当たり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者への発注に努めて頂きますようお願いします。

■ 事業実施の流れ



■ 相談先

補助事業の内容や申請方法等についてアドバイスを受けたい場合は、**島根県障がい者就労事業振興センター**（ホームページ・<https://yu-make.net> へご相談ください。

（東部）0852-67-2671（西部）0855-22-8677